

令和4年

第2回東栄町議会臨時会

会議録

(会議録原本と一部異なる部分があります)

令和4年5月16日(月)

令和4年第2回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和4年5月16日(木) 開会 午前10時00分  
閉会 午前10時59分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 村上孝治	副町長 伊藤克明
総務課長 伊藤太	税務課長 藤田智也
住民課長 伊藤仁寿	福祉課長 亀山和正
経済課長 佐々木豊	建設課長 原田経美
教育課長 青山章	医療センター事務長 前地忠和

公務により欠席 教育長 佐々木尚也

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

## 出席議員の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第45号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第46号 東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第47号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 東栄町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第7 承認第2号 東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分  
の承認を求めることに
- 日程第8 同意案第1号 東栄町固定資産評価員の選任について

## 開 会

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回東栄町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布した日程のとおりでございます。

## 会議録署名議員の指名

議長（原田安生君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により4番山本典式君、6番森田昭夫君の2名を指名します。

## 会期の決定

議長（原田安生君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日限りといたします。

議長（原田安生君）

ここでお諮りします。日程第3、議案第45号「東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第4、議案第46号「東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第5、議案第47号「東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、以上3案件を一括議題として質疑は議題ごとに行ないたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第48号までを一括議題といたします。3案件に対する執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第45号「東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について」一枚はねていただいて、2分の2ページをお願いします。提案理由は、令和3年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。1枚はねていただいて新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、第20条の期末手当に関する改正であり、第2項で期末手当の支給月数を「100分の127.5」から「100分の120」にして「0.075」月分引き下げを行う改正となります。第3項では、再任用職員の期末手当の支給月数を「100分の72.5」から「100分の67.5」にして「0.05」月分引き下げを行う改正となります。これにより職員の期末手当は、年間で「0.15」月分、再任用職員は、年間で「0.1」月分それぞれ引き下げられることとなります。議案に戻っていただいて、附則第1項、施行期日、この条例は公布の日から施行する。第2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置。こちらの内容につきましては、令和3年12月の期末手当の支給月数の引下げを見送りにして、本年6月期の期末手当から減額することで調整されることから令和3年12月に支給された期末手当の額に、再任用職員以外の職員は「127.5分の15」を再任用職員は「72.5分の10」を乗じて得た額をそれぞれ減額して支給することとなります。第3項、規則への委任。前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。続きまして、議案第46号「東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正」について。一枚はねていただいて、2分の2ページをお願いします。提案理由は、令和3年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明します。1枚はねていただいて新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、第4条の期末手当に関する改正であり、第2項で期末手当の支給月数の読み替え規定を「100分の127.5」から「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」にして「0.05」月分引き下げを行う改正となります。これにより常勤の特別職の期

末手当は、年間で「0.1」月分引き下げられることとなります。議案に戻っていただいて、附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。第2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置。この内容につきましては、一般職に準じて、令和3年12月の期末手当の支給月数の引下げを見送り、本年6月期の期末手当から減額することで調整されることから令和3年12月に支給された期末手当の額に「167.5分の10」を乗じて得た額を減額して支給することとなります。第3項、規則への委任。前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。続いて、議案第47号、東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。一枚はねていただいて、2分の2ページをお願いします。提案理由は、令和3年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明します。1枚はねていただいて新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、第6条の期末手当に関する改正であり、第2項で期末手当の支給月数の読み替え規定を「100分の127.5」から「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」にして支給月数を「0.05」月分引き下げを行う改正となります。これにより議会議員の期末手当は、年間で「0.1」月分引き下げられることとなります。議案に戻っていただいて、附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。第2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置。この内容につきましては、一般職に準じて、令和3年12月の期末手当の支給月数の引下げを見送り、本年6月期の期末手当から減額することで調整されることから令和3年12月に支給された期末手当の額に「167.5分の10」を乗じて得た額を減額して支給することとなります。第3項規則への委任。前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。説明は以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりましたが、今私の方からちょっと間違っって議案第48号と言ってしまったので、議事録の訂正をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議事録の方訂正しておいてください。

議長（原田安生君）

各議案に対する説明が終わりました。これより、各議案の質疑に入ります。はじめに、議案第45条「東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について」の質疑を行ないます。

質疑はございませんか。

（「議長、1番、4番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。本議案は人事院勧告に基づき町職員の期末手当を減額する内容だと

いうことであります。影響額がどの程度のものなのかという点でお尋ねしたいと思います。次の職員に対する影響額6月分の期末手当の減少額、そして昨年12月の一時金に対する調整額その合計について伺いたいと思います。まず一点目が各種手当を除いた給与月額が22万1,883円の職員に対する影響額です。この金額というのは町のホームページで直近で見られる平成30年度の職員の平均給料月額ということでもあります。そして、会計年度任用職員への影響額ですが、例えばという例です。報酬月額が17万5千円の会計年度任用職員の保育士さんではいくらの影響があるかという点お伺いいたします。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、総務課長。

総務課長(伊藤太君)

それではお答えしたいと思います。まず役職加算扶養手当、また昇給なしという前提でお答えいたします。給与月額が22万1,883円の職員については3年12月の期末手当の支給額は28万2,900円、改正後は26万6,259円となり、6月期の支給額は1万6,641円下がることとなります。附則第二項の特例措置による調整額は3万3,282円となります。したがって、これらを合わせますと影響額4万9,923円となります。次に月額の17万5千円の会計年度任用職員につきましては、3年12月期の期末手当の支給額は22万3,125円、改正後は21万円となり、支給額は1万3,125円下がることとなります。附則第2項の特例措置による調整額は2万6,250円となり、これらを合わせると影響額は3万9,375円となります。以上です。

(「議長、1番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、1番。

1番(浅尾もと子君)

ただいまご答弁いただきました会計年度任用職員の方でも月額の報酬が17万5千円の会計年度の方でも4万円近い影響がでるということがわかりました。この点でお伺いしたいと思います。会計年度任用職員さんという方の雇用は1年間の雇用契約であります。今年の4月に新たな職に任用されたという形式になるかと思うんです。今のご説明ですと既に終了した雇用契約の労働条件に遡及して一時金の返還を求めるということとなります。民間企業では給与の不利益不足給の原則が最高裁判決になっています。蒲郡市では会計年度任用職員制度の主旨になじまないといいまして、遡及適応つまりこの調整額を会計年度の方からはとらないということを議会で答弁しておられました。私は愛知県や近隣市町村の動向を確認した上で、会計年度の方から調整額をとるということを見直すべとだと考えますが、町の認識を伺います

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、総務課長。

総務課長 (伊藤太君)

確かに会計年度任用職員につきましては、1年の契約ということで働いていただいておりますわけでありますけれども、こちら継続とみなさないこととなりますと6月期の期末手当につきましては、やはり期間率をかけて割落とさなければならない事態が生じると考えますので、現在の改正内容で町としては改正をしたいと考えております。

議長 (原田安生君)

その他ございますか

(「議長、1番」の声あり)

はい、1番。

1番 (浅尾もと子君)

関連質問になるんですけどよろしいでしょうか。今回職員の給与を参考するにあたってですね町のホームページで見ました東栄町の職員の給与定員管理の状況という資料があるんですけども、町民の関心は高いと思うんですね。税金を支払っている方、皆さん町民の関心は高いものだと思います。令和2年4月以降2年間更新されておられません。早急に開示する必要があると思いますが、認識を伺います

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、総務課長。

総務課長 (伊藤太君)

なるべく早く更新したいと思います。

議長 (原田安生君)

はい、他ありますか。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を打ち切ります。続いて、本案について、討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

反対ですか。原案に反対者の発言を許します。

## 1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。この議案は人事院勧告に従い町職員の期末手当を減額する内容になっております。町職員への期末手当一般の職員さんで「100分の127.5」から「100分の120」に、再任用の職員さんで「100分の72.5」から「100分の67.5」に、いずれも減額する議案となっております。これにより勤勉手当を含むいわゆるボーナスは一般職で年間4.3か月、再任用の職員さんで2.25か月になると考えます。以下二点から私は反対致します。まず、第一点目は東栄町の職員の給与がそもそも低いという点であります。愛知県の他の自治体と比較して最も低い水準となっております。2年間引き続きのこの手当の引き下げは許されないと私は考えます。地方自治体の給料を比較する目安としてラスパイレス指数というものがございます。国家公務員の俸給月額を100とした場合に地方公務員の給与の水準を指数で示すものでありますが、それによりますと令和3年東栄町は県内最下位の90.1という数字でありました。この指数はお隣の設楽町より4.6ポイント、豊根村より3.5ポイント低いという水準であります。私は深刻な円安物価高のもと、これ以上給料を下げるということは職員の生活を脅かし、今後の町の職員確保をより困難にするものと考えます。さらに町の会計年度任用職員はさらに厳しい状況に置かれていると考えます。例えば、町が3月に行った求人を見ますと子育て支援員、子育て支援センターで働く方の求人は愛知県の最低賃金に近いような時給980円という金額であります。とうえい保育園では1,140円という時給でありました。しかし一方で設楽町住民課にお尋ねしますと設楽町が直近に行っている募集ではその時給がいずれも1,087円スタートだということなんです。さらに、2年働けば1,180円になるという仕組みだと言います。同じ職種であっても東栄町とは時給にして最大200円もの差がつくということになってしまいます。今年3月議会では東栄町は政府が進める保育士等へ賃上げ施策を実施しませんでした。国が支払う補助金を受取らず賃上げをしないということになったんですけれども国が給与を上げるべきだと進言しているこの保育士さんも、この議案によって収入が減ってしまうということになります。その影響額は17万5千円の報酬月額の保育士さんで4万円近い、かなり大きな金額になります。これは勤勉手当のない会計年度任用職員の皆さんにとってもっとも過酷なものとなってしまいます。さらに東栄町では蒲郡市など他の自治体が行っていない会計年度任用職員に対して遡って昨年12月の期末手当を減額するというところまでやっています。これでは職員確保の観点から許されないと考えます。反対の理由の2点目は人事院勧告に強制力がないという点であります。人事院勧告は国家公務員に適用されるもので地方自治体にはこれをしなければならぬという義務はありません。令和元年の12月議会で町の総務課は「人事院勧告はあくまで勧告であり、町が必ず従わなければならないものではない」という答弁をしていますとおり町の裁量で職員の給与を据え置くことができます。私は今回の大幅な一時金の減額は、新型コロナの下で奮闘されている町職員のみなさんの働き甲斐を損なうものだと考えます。さらに、職員の給与に対する度重なる減額措置は地域経済を冷え込ませることにもつながると考え反対致します。

議長（原田安生君）

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

原案に賛成します。ここ東栄町は日本の国の一部です。日本の国の一部として動いておりますので人事院、国がこうした方がいいですよという勧告は当然受け入れるべきですし、また反対討論の中に強制力はないとおっしゃっていますが強制力は無くても自分達で独自にやっている自治体もあります。それはちゃんと裏付け根拠をもってできる能力のある自治体であって、例えば東京都とか名古屋とか大阪とかあいった大きな大都市であります。このような東栄町のような小さな町ではそんな根拠もないわけですのでやはり国の制度に従っていろいろなことを進めるべきと。また、今までもそういうふうにしてきたということで、まず大きな理由は日本の国の一部であること、それから職員の給与が安いという話がありましたが、給料は高ければ高いほどいいと思います。そりゃあ確かにラスパイレスも東栄町はかなり低いです。ですから、上げれば職員は喜ぶでしょう。しかし東栄町この小さな脆弱な財政の中でも東栄町、教育も福祉も医療もいろんなことすべてお金を使わなくてはならない。従って、そのお金のバランスを取るためにその給与が決められてきておるという事で、近隣の町村と比較して高いだ安いだということではなくて地域差というものもありますので、これはここで議論すべきことではなく職員の給料というのは町の中にも機関がございますので、そういったところで職員の特別職の報酬審議会もありますので、そういうところで東栄町の職員の給与が高いのか安いのかそういった地域的にみてどうなのかそういったことを議論していただくべきことでこの議案の中にはふさわしい案件でないと思います。従ってこれらの議案については全く問題がないと考えますので賛成致します。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。これより議案第45号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございます。挙手多数です。よって議案第45号「東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第46号「東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

この議案の影響額を伺いたいと思います。特別職の職員で常勤の者、町三役であると思  
いますけれども、町三役それぞれへの影響額を伺います。また、それぞれの給与月額  
の何か月分にあたるかお尋ねいたします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず初めに改正する影響額につきましては、町長は期間率なしとして43,862円、特例措  
置による調整額につきましては、令和3年12月の期末手当につきましては期間率「100分  
の60」がかかっているため52,635円となりなます。副町長につきましては改正による影  
響額37,555円、特例措置による調整額は75,109円となります。教育長につきましては、  
影響額33,060円、特例措置による調整額は66,120円となります。今、ご質問の影響額が  
給与月額の何か月かという質問につきましては、ちょっとどういった内容で質問されてい  
るのかよくわかりませんが、今申し上げた数字をもとに給与月額の何か月かと言いま  
すと町長が0.16月、副町が0.22月、教育長も同じく約0.22月となるかと思ます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて、本案について 討論に入ります。討論はござ  
いませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第46号の件を採決します。お諮り致します。本案  
は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第46号「東栄町特別職の職員で常勤のものの給与  
及び旅費に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第47号「東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部改正について」の質疑を行ないます。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1 番（浅尾もと子君）

本議案についても影響額を伺いたいと思います。例えば議員報酬月額が 18 万円の議員に対する影響額を伺いたいと思います。その影響額というのは報酬月額の何か月分にあたるか併せてお答えください。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

月額 18 万円の報酬の議員につきましては、改正による影響額 13,050 円、特例措置による調整額は 26,100 円となります。影響額が報酬月額の何か月分かというご質問ですが、これらを足しますと約報酬月額の 0.22 月にあたるかと思えます。

議長（原田安生君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて、本案について 討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 47 号の件を採決致します。お諮りします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号の件は、原案のとおり可決されました。

---

## ----- 議案第 48 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 6、議案第 48 号「東栄町議会委員会条例の一部改正について」の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、2 番」の声あり）

はい、2 番。

2 番（伊藤紋次君）

議案第 48 号「東栄町議会委員会条例の一部改正」について。提出者、東栄町議会議員、伊藤紋次。賛成者、東栄町議会議員、山本典式。提案理由は、課を再編したことにより常任委員会の所管を改正する必要があるため、議会の議決を求めるため条例の改正案を提出す

るものです。1枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条第1号では 振興課を削り、事業課を建設課に改め、同条第2号では 住民福祉課を住民課、福祉課に改めます。もう1枚はねていただき、ここでは、東栄医療センターを東栄診療所に改めます。最初のページに戻っていただき、附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年11月1日から施行する。以上であります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

質問ではないんですが、質問ということよりも一つ案なんですが、今委員会が2つありますよね。ぜひとも一つにするように考えてみたらどうかと提案したいと思います。委員長が1人いれば1万円余分にいるわけですよ。ですから、委員長1人減れば年間12万円減るわけだし、もちろんボーナスも減るわけです。ですから12万以上減るわけですし、委員会を一つにして。ですからそういったことを、ぜひとも議会の中で検討頂きたいなど。できるだけスマートな軽量化すべきだと一つ提案しておきます。

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ってもよろしいですか。

（「はい」の声あり）

続いて、本案について 討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第48号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第48号の件は、原案のとおり可決されました。

## ----- 承認第2号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第7、承認第2号「東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務課長。

税務課長（藤田智也君）

承認第2号「東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」1枚めくって下さい。専決第1号、東栄町町税条例等の一部を改正する条例について。専決理由は、地方税法等の、一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、東栄町町税条例等改正することとなりましたが、急を要するため、議会を招集するいとまがないと認めたものです。改正内容について説明いたします。5枚めくっていただき、新旧対照表の21分の1ページをご覧ください。まず、今回の条例改正につきましては、主に上級法の改正に伴うものと、ご理解ください。多くの条文の改正、追加、字句の改正がございますが、主な改正のみ、ご説明させていただきます。初めに申し訳ございませんが、字句の訂正をお願い致します。今見ていただいている新旧対照表の第20条の4、3行目の左から、含む、まる、かっこ、まるとなっておりますが、この句読点、最後の句読点を削除を願います。それから新旧対照表の後ろから2ページ、第2条関係の新旧対照表になりますけれども、こちらの改正前の第35条の3の3第1項中カギかっこの最初に下線が入っておりますが、そちらも誤りですので、訂正をお願い致します。この改正文につきましても同様の訂正をさせていただきたいと思っております。それでは新旧対照表の21分の1ページをご覧ください。第20条の4の「納税証明書の交付手数料」ですが、民法の一部を改正する法律により、不動産登記法が改正され、新たにDV被害者等の保護のための制度が設けられたことで、住所に代わる事項を記載した納税証明書を発行する場合においても、手数料がかかることを明記した改正でございます。後段の、ただし書きにつきましては、現行制度に合わせ追加したものです。同じページの第32条第4項及び第6項の改正は、株式の特定配当等について、申告書の提出によって確定申告と、異なる課税方式を選択することが、現行制度では可能ですが、この改正により確定申告書の記載によってのみ適用されることとなります。次に21分の3ページをご覧ください。第37条の7「寄附金、税額控除」に関する改正ですが、旧所得税法施行令に規定されていた民法法人等で、経過措置期間が終了したことに伴い、削除しております。今回の改正に合わせ、各号の表記を、国が示す準則と同様の表記に修正しております。次に21分の5ページをご覧ください。第39条の9「配当割額又は株式等、譲渡、所得割額の控除」に関する改正ですが、先ほどの第32条の改正と同じように、この改正により確定申告書への記載によってのみ、適用されることとなります。次に21分の6ページをご覧ください。第35条の2「町民税の申告」に関する改正ですが、公的年金等の受給者でも控除対象配偶者で、基準に満たない場合は、申告する義務があることを今回の法律改正を受け改正しております。次に21分の8ページをご覧ください。第35条の3の2「給与所得者の扶養親族等申告書」ですが、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族がいる場合は、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等にその旨を明記するように改正されたことに伴う改正です。次に21分の9ページをご覧ください。第35条の3の3「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」ですが、所得が一定以上の配偶者と16歳以上で退職手当等を有する者に扶養親族がいる場合は、扶養親族申告書を提出する義務が追加されたことに伴う改正です。

次の 21 分の 10 ページをご覧ください。第 46 条は地方税法の改正により条項ズレによる改正となります。次に 21 分の 11 ページをご覧ください。第 67 条の 4 「固定資産課税台帳の閲覧の手数料」ですが、固定資産台帳に記載されている住所が、明らかにされることにより、人の生命又は身体の高害を及ぼす恐れがある場合は、住所に代わる事項を記載したものを閲覧する場合においても手数料がかかることを明記した改正でございます。次の第 67 条の 5 の「交付手数料」についても、閲覧と同様に交付手数料がかかることを明記した改正でございます。次に 21 分の 12 ページをご覧ください。附則、第 7 条の 3 の 2 の改正ですが「住宅ローン控除」の期間延長と見直し改正により、控除適用期間が、令和 15 年度から令和 20 年度に延長され居住開始年月の適用期限も令和 3 年から令和 7 年 12 月までに延長となります。同じページの第 10 条の 2 の「地方税附則第 15 条」の改正ですが、令和 3 年 5 月に公布された「特定都市、河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」により、河川の氾濫による浸水や、雨水を一時的に貯留する土地を都道府県知事が指定できる制度が創設されたことに伴い、指定を受けた土地に係る固定資産税等について、新たに特例措置を講ずることができる改正であります。今のところ愛知県内では一時的に貯留する土地の指定はされていない状況です。次に 21 分の 15 ページをご覧ください。第 10 条の 3 「省エネ性能の高い住宅への上乗せ措置」となりますが、改正前は、国の基準をクリアした「認定長期、優良住宅」と省エネルギー法の、基準以上の断熱性能がある「認定、低炭素、住宅」の 2 種類が「熱損失防止改修住宅」に定義されていましたが、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等が 2 種類追加され、新築住宅、既存住宅ともに借入限度額の上乗せや新築住宅については、控除期間が 13 年に延長されるなどの見直しがされております。次に 21 分の 16 ページ、17 ページをご覧ください。第 12 条「令和 3 年度から令和 5 年度までの固定資産税の特例」ですが、今回の改正により商業地の評価額が上昇した場合、令和 4 年度に限り 5% の加算が、半分の 2.5% になり、負担軽減措置が継続されたことに伴う改正です。東栄町では負担増になったところはございません。同じ 17 ページの第 16 条の 3 の改正につきましては、株式配当所得等の課税方式が改正前までは、所得税と住民税、別々の課税方式が選択できたのですが、今回の改正により所得税と一致するよう規定が整備されたことに伴う改正となります。次に 21 分の 18 ページをご覧ください。第 17 条の 2 の改正は、引用している条項が削除されたことに伴う改正です。次に 21 分の 19 ページと 20 ページ、21 ページの第 20 条の 2 と 3 の改正ですが、いずれも確定申告書が提出された場合に限り適用されるように規定が整備されたことに伴う改正です。21 分の 21 の次のページをご覧ください。第 2 条関係の新旧対照表ですが、扶養親族申告書の改正に伴う改正です。次のページをご覧ください。第 3 条関係の新旧対照表ですが、経過措置に伴う規定の整備となります。最初のページ、承認 2 号のページに戻っていただきまして、4 枚めくっていただき、7 分の 5 ページをご覧ください。施行期日ですが、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号、次のページ 7 分の 6 ページですが、第 1 号の改正については、令和 5 年 1 月 1 日から施行、第 2 号の改正については、令和 6 年 1 月 1 日から施行、第 3 号の改正については、法の施行の日が施行日となります。第 2 条以降は、経過措置に関する規定となります。説明は以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

今回の町税条例等の一部を改正する条例ですね。町民生活にどのような影響があるかということをお尋ねいたしたいですが、21年度の固定資産税の据え置き措置がなくなるということで土地の評価額が上がったところや商業地の一部では課税標準額が上がるという指摘があるんですが執行部の説明では東栄町では増税になるようなところはないというご説明だったと思います。その他に町民にとって増税になる部分があるのか町民生活への影響の大きい主なものを伺いたいと思います。

（「議長、税務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務課長。

税務課長（藤田智也君）

はい、今回の改正で主に影響があると思われるのは住宅ローン控除制度が見直されたので住宅ローンを組まれて令和4年以降に入居された方が主に影響を受ける方となりますので、今後ホームページ等でその他の見直しを含めて周知をしていきたいと考えております。もう既に住宅ローン控除を受けている方は変更がありませんので、税収への影響は少ないと認識しております。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

もう一点お伺いします。今回の条例改正でDV被害者の方等の住所が明らかになることでつまり台帳を閲覧されて住所が知られてしまうと生命に危険が及ぶ方に対する配慮というのが盛り込まれたものだと思うんです。その点良かったと思うんですが、町の実務としてその点への対応は充分できているかという点お伺いしたいと思います。

（「議長、税務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務課長。

税務課長（藤田智也君）

今回の改正の下となったのは固定資産税に係る法務局から市町村への通知事項が拡大されたことに伴って住所が判明してしまうと危害を受ける可能性が高い方等は法務局に申し出によって記載事項を現住所ではなくて、例えば実家とか登録変更のできる規定の法整備に伴った改正ですけれども、町としましても台帳の閲覧交付にあたる台帳にはそういう方についてはチェック項目がありますので、そういう配慮は充分できていると認識しています。以上です。

議長（原田安生君）

他によろしいですか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて、本案について 討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、承認第2号の件を採決します。お諮りします。

本案は 原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号の件は、原案のとおり承認されました。

## ----- 同意案第1号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第8、同意案第1号「東栄町固定資産評価員の選任について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

同意案1号「東栄町固定資産評価員の選任について」地方税法の規定に基づき下記の者を選任したいので同意を求めます。

住所 東栄町大字■■■■■■■■■■ 氏名 藤田智也 生年月日 昭和■■年■■月■■日

提案理由につきましては、前任の固定資産税評価員より令和4年5月31日を以て辞任の申し出があったのでその後任に評価員に選任するものであります。よろしくお願ひ致します。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1 番（浅尾もと子君）

前任者の固定資産評価員の方が辞任されたということなのですが、任期途中の辞任ということなんでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

こちらの評価員については選任のあと任期ございませんで、ですから、実際には税務課長でありますので、税務課長が変わったのでそれにより今回変更するものであります。

議長（原田安生君）

他にありますか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので、討論は省略し、ただちに採決します。本件に同意することに、ご異議はございせんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第 1 号の件は、同意されました。

議長（原田安生君）

以上で、本臨時会に上程されました案件は、すべて議了いたしました。これをもちまして、令和 4 年

（「議長、発言の訂正をお願いしたいのですが。」の声あり）

発言の訂正。はい、どうぞ。

1 番（浅尾もと子君）

1 点、私先ほどの反対討論ですね。議案第 45 号の反対討論の中でいわゆる職員の方へのボーナス一般の方は 4.3%が年額なんだと申し上げたんですけども会計年度任用職員の方は勤勉手当がない 4.3 か月分だと申し上げたんですけども、会計年度の方は、2.4 か月ですので、ちょっと正確ではなかったと思いますので、この点お詫びして訂正して頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

— 閉 会 —

議長（原田安生君）

これをもちまして「令和 4 年第 2 回東栄町議会臨時会」を閉会いたします。

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

---

署名議員

---

署名議員

---